

返戻金制度について

- ・採用者が入社後3ヶ月以内に自己都合により退職、または採用者の責めに帰する事由により解雇された場合は次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

①入社後10日以内に退職した場合：紹介手数料の100%

②入社後2ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の50%

③入社後3ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の20%

- ・紹介手数料の返還は採用者が退職した日より1ヶ月以内に返還するものとする。
- ・採用者に代わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、紹介手数料の返還を留保することができる。
- ・採用者に対する労働条件が、本雇用契約を著しく異なることに起因する退職や求人者の都合による解雇の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。

新潟市中央区万代2丁目1番1号
株式会社ティーエスブレイン